

インフルエンザ出席停止期間早見表

※「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。

それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間は延期することがあります。

（発症後4日目以降に解熱した場合【例2】は、出席停止までの期間が延期されています。）

※発症日（発症当日0日目）は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38度程度の発熱等）が始まった日です。

そのため、病院受診時に、医師に発症日を確認することが必要となります。

（ ）さんの 場合	発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
	/	/	/	/	/	/	/	/

※発症日と解熱日を記入し、「発症後5日」＋「解熱後2日」をご確認ください。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後	
								発症後6日目	発症後7日目
例1	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※その後は、解熱した日によって、出席停止日が順次延期されていきます。